区連会４月定例会説明資料
令 和 ５ 年 ４ 月 21 日
港　北　消　防　署

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

１　申請要件

下記３つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

(1)　地域に消火栓がある。
(2)　家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
(3)　定期的に訓練を実施できる。

２　申請方法

(1)　受付期間：令和５年４月３日（月）～９月 29 日（金）
(2)　申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港北消防署にご提出をお願いします。
※　申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または港北消防署でお渡しします。

「横浜市　初期消火器具」で検索

３　補助の対象経費

(1)　初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の２/３に相当する額とし、１件あたり 20 万円を上限とします。

(2)　初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱の器材（スタンドパイプ・台車）を新たに整備する経費（税込金額）の２/３に相当する額とし、１件あたり７万円を上限とします。

４　お問合せ先

鶴見消防署	中消防署	保土ケ谷消防署	金沢消防署	青葉消防署	栄消防署
(503-0119)	(251-0119)	(342-0119)	(781-0119)	(974-0119)	(892-0119)
神奈川消防署	南消防署	旭消防署	港北消防署	都筑消防署	泉消防署
(316-0119)	(253-0119)	(951-0119)	(546-0119)	(945-0119)	(801-0119)
西消防署	港南消防署	磯子消防署	緑消防署	戸塚消防署	瀬谷消防署
(313-0119)	(844-0119)	(753-0119)	(932-0119)	(881-0119)	(362-0119)

※　申請要件や書類等のお問合せは、お近くの消防署へご連絡ください。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の２種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)